

第11章 飲料水・食料・生活必需品等 供給計画

第1節 飲料水の供給(都市整備部・多摩水道改革推進本部)

府中市は非常災害発生時の給水計画を樹立し、市民の飲料水を確保するよう努めるものとし、必要があれば隣接の市町または都に速かに応援を要請し、風水害発生の際、飲料水が枯渇しまたは汚染するなど、現に飲料水に適する水を得ることができない市民に対し、最小限の必要な量の飲料水の供給を図る。

第1項 給水資器材調達計画

1 保有給水資器材

応急給水用資器材は次のとおりである。

(1) 給水タンク	1 t	17基 (1基・東京都水道局)
(2) 軽量容器 (ポリタンク)	200	135個
(3) 無線施設	車載用	3台
(4) 仮設給水器具		28組
(5) エンジンポンプ		6台
(6) 自動給水分配装置		4基

第2項 飲料水供給計画

1 給水活動の編成

都市整備部は市長または本部長からの給水要請を受けたときは、各被害地区に対して適切な給水方法を策定し、市が保有する給水資器材及び調達する給水資器材を各給水拠点へ集結させ給水活動の編成を行う。

2 取水箇所

飲料水の給水拠点は次の場所とする。

施設名	所在地	貯水量 (m ³)	
		有効要領	使用可能水量
幸町浄水所	幸町2-24	3,500	1,160
若松浄水所	若松町4-10	5,200	1,730
府中武蔵台ポンプ所	武蔵台2-7	11,200	3,730
府中南町浄水所	南町1-50	5,000	1,660
計		24,900 m ³	8,280 m ³

※すべて無人施設・東京都管理、東京都対応

使用可能水量は災害の発生時により変動するものであるが、有効容量の1/3で計算した。

(2) 応急給水施設

施設名	所在地	貯水量 (m ³)	
		有効要領	使用可能水量
都立武蔵野公園内 震災対策用 応急給水施設	多磨町3-2	1,500	1,500
府中市朝日町3丁目16番地内 震災対策用小規模応急給水施設	朝日町3-16	200	200

※すべて無人施設・東京都管理、府中市対応

(3) その他

大手事業所の井戸、公衆浴場の井戸、その他（プール施設、受水槽等）

3 耐震性貯水槽

耐震性貯水槽の詳細については、資料編〇ページ、資料〇を参照。

4 給水基準

風水害発生時における飲料水の確保については、生命維持に最低必要量として、1日1人30の給水を基準とする。

5 給水体制

風水害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

6 避難所への給水態勢

各小・中学校等車両輸送を必要とする給水拠点及び医療救護所や医療機関等については、給水タンク、自動給水分配装置等の応急給水用資器材を活用し、都市整備部保有車両及び借上げ車両などによって輸送する。

なお、孤立の被災地区には、航空自衛隊のヘリコプターにより空輸する。

7 仮設給水栓の設置等

(1) 耐震構造貯水槽及びプールが設置してあるところでは、それぞれの用水を濾過し、ポリエチレン袋等により給水する。

(2) 仮設給水栓の設置

市内の都指定給水装置工事事業者の協力を得て、配水可能な箇所より仮設給水栓を設置し、他の給水方法による応急給水を縮小する。

8 給水量

給水可能な水量は、市の施設の貯水量は約23,420 t あるので、1人1日30 を給水した場合24万市民の30日分の飲料水を確保することが可能である。

(1) 浄水所4か所(使用可能水量) 8,280m³

(2) 耐震性貯水槽 2,300m³

(3) 公共施設受水槽 1,240m³

- (4) 市立学校プール 9,900^{m³}
- (5) 応急給水施設 1,700^{m³}

9 給水能力

- (1) 保有資器材による給水能力

資 器 材	容 量	数 量	基本給水量 (m ³)	給水能力(m ³)
市 給 水 タ ン ク	1 t	16基	16.0	112.0
都 給 水 タ ン ク	1 t	1基	1.0	7.0
軽量容器 (ポリタンク)	20 ℓ	135個	2.7	18.9

1日給水能力 137.9^{m³}

注 運搬回数を各台7回とする。

- (2) 耐震性貯水槽の濾過水給水能力

ろ 水 機 1.3^{m³}/時 21台

1日給水能力 573^{m³}

- (3) その他

必要に応じて他の機関への応援または器材の調達により給水する。

10 応急給水順位

応急給水活動は各浄水所及び都立武蔵野公園内災害対策用応急給水施設並びに府中市朝日町三丁目16番地内震災対策用小規模応急給水施設を給水拠点として、関係機関と連絡を密にしながら実施する。

第2節 食料の供給 (生活文化部・福祉保健部)

風水害の発生によって、食品の流通機構は、一時的に混乱状態となることが予想されるので、日常の食料を欠くにいたった被災者に対し、速やかに食料を配給することができるよう平常時から災害用に食料を備蓄するほか、緊急に調達し得る措置を講じておくなど、食料の確保に努める必要がある。

第1項 食料の備蓄・調達

1 食料の備蓄

被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において行う。炊出し体制が整うまでの間は、乾パン（乳幼児については、粉ミルク）等を支給する。食料の備蓄については、想定避難者数の3日分を目標とする。道路障害物除去（啓開）が本格化する3日以降は、輸送が可能と考えられるので、原則として米飯による炊出しを実施する。

食糧の備蓄については、食品の多様化や高齢者等に対応した備蓄を行う。

備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階へ設置する。また、浸水が想定

される地域にある既存の備蓄倉庫においては、浸水対策等の検討を進める。

2 調達方法

被災当初は備蓄食料により対応し、以降は、生活文化部が福祉保健部の要請により調達する食料で賄う。調達方法、調達先、その他の調達に必要な事項は、生活文化部が定める計画による。

第2項 食品集積地及び輸送拠点

市役所の北庁舎駐車場を食品の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、都福祉保健局に連絡しておく。

第3項 配布基準

被災者に対する炊出しその他による食品の給与は、その趣旨からして一時的に被災者の食生活を保護するものである。

被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、事情により、この基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所の開設期間延長の承認申請同様に、別途、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

なお、災害救助法施行細則の直近の改正で定める被災用食品給与限度額は1人1日当たり1,020円以内 風水害発生の日から7日以内である。

第4項 被災者への配布

- 1 風水害発生時における被災者に対する食品等の給与は、市が実施する。
- 2 被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、市は都知事に応援要請する。
- 3 備蓄品として都が市に事前配布してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。
- 4 福祉保健部は、被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出し方法等について定めておくものとする。

第3節 生活必需品等の供給（福祉保健部・生活文化部）

被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）についても風水害発生時の被災者数を想定し、備蓄する。

第1項 生活必需品等の備蓄、調達体制

毛布等の備蓄量を増やすとともに、避難所での困難な生活を少しでも解消し、プライバシー保護等を考慮した生活必需品等の備蓄を積極的に進める。

生活必需品の配布は、まず備蓄品から行い、次に調達品（福祉保健部の要請により生活文化部が調達）で賄う。

第2項 生活必需品等の配布

- 1 本部長は、市が備蓄（都の事前配布分を含む。）する生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 2 都福祉保健局が市に寄託している備蓄物資は、都福祉保健局長の承認を得て配布する。
- 3 被災者への配布基準は原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所の開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

第3項 被災者への給（貸）与

- 1 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与の配分方法等について定めておく。
- 2 風水害発生時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、本部長が実施する。
- 3 被災地区の市内において給（貸）与の実施が困難な場合は、本部長は都知事に応援を要請する。
- 4 毛布、敷物等備蓄物資として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に給（貸）与する。

第4項 保管場所

市の緊急物資の保管場所は、市役所北庁舎駐車場とする。

<災害救助法施行細則に基づく給（貸）与基準（直近の改正で定める額）>

1 夏季（4月から9月まで）

単位：円

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに
全焼、全壊または 流出した世帯	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400
半焼、半壊または 床上浸水した世帯	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400

2 冬季（10月から3月まで）

単位：円

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに
全焼、全壊または 流出した世帯	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600
半焼、半壊または 床上浸水した世帯	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400

第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物除去

第1節 ごみ処理計画（環境安全部）

第1項 計画方針

風水害発生時に排出される塵芥を迅速に処理し、もって被災地の環境衛生の保全に努める。環境安全部は、「作業計画」を樹立し、水が引き次第、被災地のごみ収集に当たる。被災地のごみ収集については短期間実施を目途とし、被災地の実情に応じ迅速に処理する。

第2節 し尿処理計画（環境安全部）

第1項 し尿処理の方式

1 避難所

水害等の拡大のおそれなくなった場合に、住民制約者は避難所で収容保護する。避難所は、小中学校体育館等を利用して設置する。

下水道機能を確保するため、断水などの場合は、学校のプール等で確保した水を使用して、下水道機能の確保を図る。施設のトイレの使用が不可能の場合は便槽付きの仮設トイレを用意して、避難所の衛生環境を確保する。

2 地区

ライフラインの供給停止により従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況によっては、従前の住宅での生活を確保する必要がある。このため、地域の衛生環境を考慮し、地域の状況に合わせ、公園等に素掘式または便層付きの仮設トイレを用意する。また、貯留式の災害用トイレが設置してある場合は、これを利用する。

3 家庭

水道の被災により水洗トイレの使用が不可能になった場合、溜置きした風呂おけ等の水を利用するとともに、地区内の便槽付きの仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

4 事業所

便槽付きの仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

第2項 仮設トイレ等の備蓄状況

<簡易トイレ備蓄状況>

(平成19年4月1日現在)

組立式トイレ			マンホールトイレ			使い捨て トイレ	簡易紙箱 トイレ
(大)	(洋式)	(小)	健全者	身障者			
153	4	27	49		5	800	20
117	36	備蓄倉庫	27	22	5	備蓄 倉庫	備蓄倉庫
備蓄 倉庫	消防団		備蓄 倉庫	各小・中学校			

仮設トイレ等は、避難者及び避難所等の想定に併せて備蓄を進める。なお、仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。

第3項 清掃作業隊の編成

風水害発生時において作業隊を編成する。なお、不足分は臨時に雇い上げる。

第4項 作業用車両調達

- 1 府中市リサイクルプラザに配置されている車をできる限り動員し、不足分は臨時に雇い上げる。
- 2 し尿処理作業については、集団的に浸水家屋が発生することが予想されるが、被災地区の作業には委託業者の車を雇い上げる。

<物資、資材等備蓄保有状況>

品名	数量	所在		備考
		名称	場	
スコップ	15	府中市リサイクル プラザ	四谷6-58	
竹 箒	20			
消毒用薬剤	50			
エンジンスプ	10			

<ごみ収集車、し尿車調達予定表>

区分	会社名	電話	所在地	保有車両			調達可能台数	
				車種	積載量	台数	台数	合計
ごみ関係	府中市 リサイクルプラザ 収集係	360-0355	四谷6-58	2tクレーン車	2t	3	3	12
				2tダンプ車	2t	8	8	
				4tクレーン車	2.5t	0	0	
				4tコンテナ車	4t	0	0	
ごみ関係	府中市 リサイクルプラザ 施設係	365-0502	四谷6-58	4tコンテナ車	4t	1	1	
し尿関係	(有)松村組	362-6700	日新町5-3-5	2tバキューム車	1.8t	1	1	1

第3節 障害物の除去（都市整備部・環境安全部）

障害物の除去は、風水害発生時に発生した道路、河川等の障害物を除去することにより、市民の日常生活や業務機能の維持確保を図ることを目的とする。

第1項 住居関係障害物の除去

1 目的

災害救助法が適用された風水害によって、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

2 都と市の分担

- (1) 市は、救助対象世帯を調査・選定し、都建設局に報告するとともに、都建設局を補助して障害物の除去を実施する。
- (2) 都建設局は、市の報告に基づいて、実施順位、除去物の集積地等を定め、市の補助を得て、障害物の除去を実施する。

3 障害物の除去の対象となる者

- (1) 生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産をもたない失業者等自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運びこまれているか、または敷地等に運び込まれているため、家への出入が困難な状態にある場合であること。
- (3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。但し、本宅に障害物が運び込まれても別

宅がある場合等は対象とならない。

- (4) 半壊または床上浸水したものであること。但し、全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。
- (5) 原則として、法適用の原因となった風水害によって住家が直接被害を受けたものであること。

4 障害物の除去の方法

(1) 市

ア 救助対象世帯の調査

(ア) 半壊及び床上浸水した全世帯を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況（被保護世帯、障害者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況等を調査する。

(イ) 上記調査の結果に基づいて、3の資格を満たす救助対象世帯を選定して「障害物除去対象者名簿」を作成する。

(ウ) 救助対象世帯数が、災害救助法に規定する一般基準である半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内にあるかどうかを確認し、超えているときは、対象数の引上げを都建設局に協議する。

イ 除去作業の実施

都知事（都建設局長）に「障害物除去対象者名簿」を提示して、救助対象世帯及び所在等を報告するとともに、都を補助して、障害物の除去作業を実施する。都建設局が集積地を決定するまでは、交通に支障のない路肩や公園等に一時集積する。

ウ 帳票の整備

障害物の除去を実施した場合は、次の書類、帳票等を整備し、保存する。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 障害物除去の状況
- (ウ) 障害物除去支出関係証拠書類

第2項 道路関係障害物の除去

道路上の、破損、倒壊等に伴う障害物の除去を行い、交通の確保に努める。障害物の状況報告に基づいて、総合的除去対策を立てて必要な指導、調整を行うとともに、所管の路上障害物を除去する。特に、緊急輸送道路は最優先に実施する。

市は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力体制を確保する。

第13章 遺体の取扱い

第1節 遺体の搜索・検視・輸送（生活文化部・府中警察署・多摩府中保健所）

第1項 計画方針

1 活動方針

風水害発生時に行方不明者または死亡者が発生したときは、搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において府中警察署、市各部、多摩府中保健所及び関係防災機関の連絡を緊密にして遅滞なく処理し人心の安定を図る。

第2項 遺体の搜索、検視及び輸送処理

1 遺体等の取扱いに関する事務は、生活文化部及び関係防災機関の協力の下にこれを担当する。

2 遺体の搜索

(1) 生活文化部が、府中警察署、府中市消防団、関係防災機関及び地元自治会・自主防災組織が協力して実施する。

(2) 府中警察署は警備活動に付随し、市が実施する遺体搜索に協力する。

(3) 府中警察署は行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め積極的に調査を実施する。

(4) 発見遺体は現地の一定の場所に集め、所要の要員を配置して監視を行う。

3 検視

検視は検視規則、警視庁検視規程、遺体取扱規則に基づいて迅速、適正な措置を講ずるとともに、その取扱経過を明らかにしておく。

4 身元不明遺体の処理

身元不明者については、所持品・着衣・人相・特徴等を写真撮影するとともに遺留品を保存し、身元の発見に努める。

5 遺体の輸送

検視並びに検案を終えた遺体は、現場の実情に応じ、生活文化部は府中警察署等の協力を得て遺体収容所に収容する。

また、状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元の認知の有無等について確認する。

第2節 遺体収容所の設営（生活文化部・教育委員会）

第1項 遺体収容所の開設

遺体収容所・安置所は原則として地域体育館のうちから選定した館及び市民聖苑に開設するものとし、必要器具を確保する。

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を努めて事前に指定・公表する。

- (1) 屋内施設とする。
- (2) 1か所から4か所程度に限定する（少ない箇所数が望ましい）。
- (3) 避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。
- (4) 想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。
- (5) 身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。
- (6) 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

第2項 遺体の収容

検視並びに検察を終了した遺体について市は市役所（総合窓口課）において埋火葬許可証を発行するとともに、遺体処理票、遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名・番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、遺体の引取を希望する者がいるときは遺体処理票によって整理し引渡す。

第3節 遺体の埋火葬（生活文化部）

第1項 目的

埋火葬は、風水害の際に死亡した者に対して、その遺族が風水害の混乱のため、資力の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋火葬を実施する。

第2項 火葬の方法

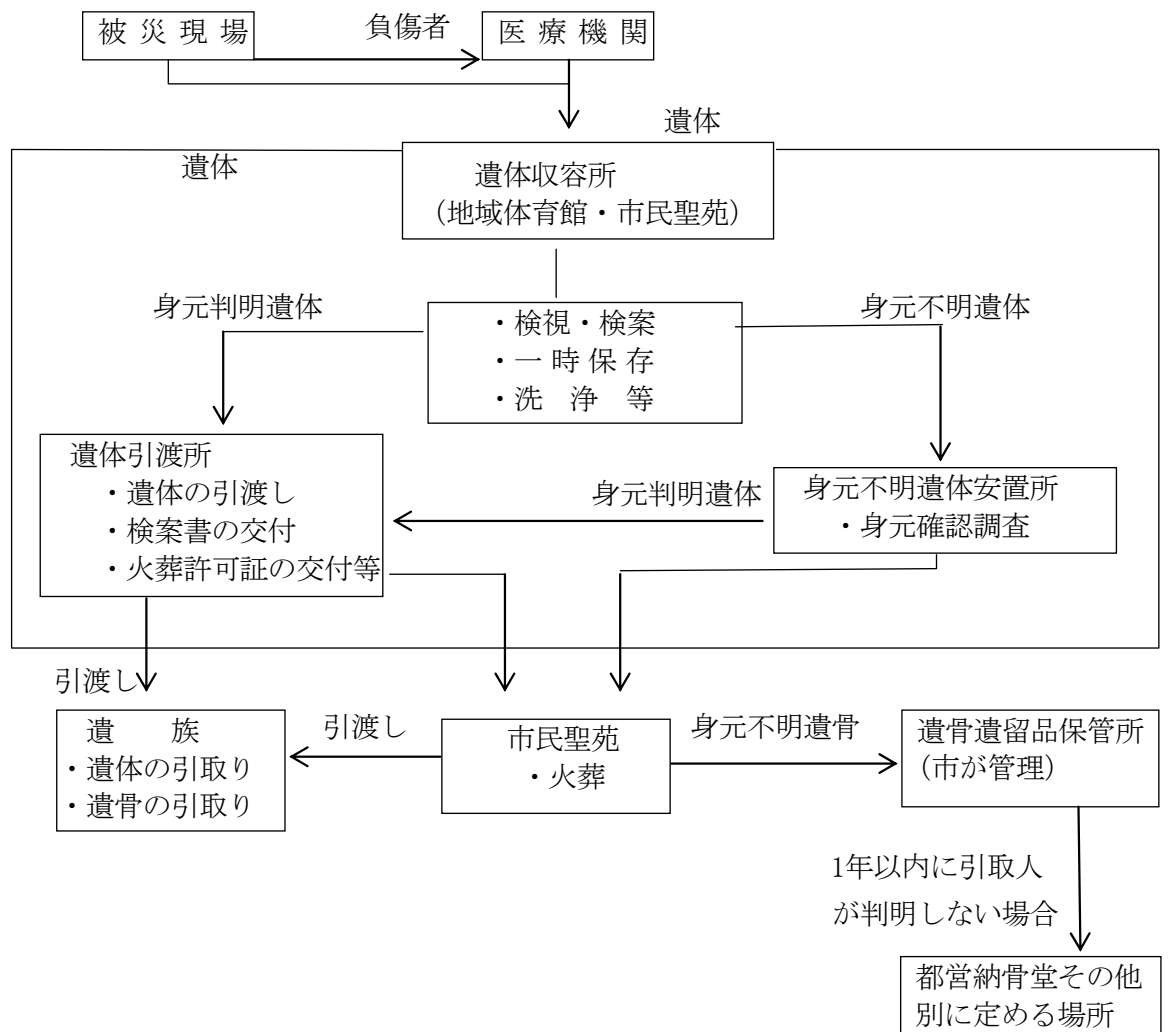
原則として遺体は火葬に付し、遺骨等を遺族に引渡すことにより実施する。

- 1 市は、遺体を火葬する場合、「風水害遺体送付票」を作成のうえ、指定された火葬場に送付する。
- 2 市は遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管所に一時保管する。
- 3 家族その他から遺骨及び遺留品の引取の希望があった場合、市は「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、引渡す。
- 4 原則として火葬場及び斎場は市民聖苑とする。

第3項 身元不明遺体の遺骨の取扱い

- 1 市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他の別の定める場所に移管する。
- 2 府中警察署は、市と協力して身元不明扱いの遺骨の引取人を調査する。

<遺体取扱いの流れ>



第14章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、都市化の進展とともに、ますます高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係もは著しく高まっている。風水害発生時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののマヒにもつながり、市民生活への影響は極めて大きい。

このため、ライフライン施設関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

第1節 水道施設（都市整備部・多摩水道改革推進本部）

風水害発生時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都市整備部はこれに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧は早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

第1項 活動態勢

1 動員態勢の確立

(1) 動員の確保

風水害の被災時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ各部事業所別に職員の配備態勢を確立し、職員を指名し、あわせて指名職員の担当業務を指定しておく。

なお、水道担当職員で不足する人員は、市本部を通じて各部、消防団及び都水道局多摩水道改革推進本部等の応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材については、契約会社、指定給水装置工事事業者等の水道関係業者へ協力要請を行う。(資料編〇ページ、資料〇参照。)

2 情報連絡活動

応急対策を効率よく推進するためには、正確な情報を迅速に収集し伝達することが必要であるので、情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めておく。

(1) 通信手段

一般加入電話が使用できない場合、給水対策本部内における連絡は、通信の疎通状況を勘案して以下の通信手段を用いて行う。

ア 防災行政無線 5台

イ 水道業務用無線 3台

(2) 被害状況の調査

各浄水所系列の配水管の被害状況を的確に把握し、二次災害を防止するため、必要な措置を講じる。

ア 調査の順位

被害状況、危険布設箇所及び給水先の優先度を考慮する必要があるが、浄水所に近い所から順次行う。

配水管調査の主な内容

(ア) 浄水所の確認

東京都水道局多摩水道改革推進本部に連絡し、各浄水所の被害状況を確認すると共に、送配水管の配水量、配水圧の異状の確認をする。

(イ) 給水装置の確認

個々の装置の被害状況を調査することは、困難を伴うため、市民の通報をもとに、その状況を把握する。

イ 被害状況の収集周知

各施設の被害状況を迅速に収集し、的確な処理方法を検討するとともに、その状況の周知に努める。

第2項 応急対策

1 復旧用資器材の整備

復旧に必要な管・弁類の材料は、平常業務との関連において、都市整備部が保有することが適当なものについては事前に確保しているが、材料が不足した場合には、メーカー及び他市などから調達する。

また、復旧活動に必要な資器材については、協力要請をしている関係会社から確保して対処する。

2 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

(1) 送・配水管路

ア 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

イ 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

(2) 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

第3項 復旧対策

1 水源・導水施設の復旧活動

導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

2 管路の復旧計画

(1) 復旧計画

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水所、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

(2) 導・送・配水管路における復旧の優先順位

ア 第一次重要路線

導水管及び送水管

イ 第二次重要路線（直径400mm以上）

重要配水本管として指定した管路

(3) 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

第4項 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連携

- 1 浄水所の開錠及び配水地よりの応急給水機材設置のための人員の派遣
- 2 水源井、浄水所及び配水ポンプの電源確認
- 3 水源井及び浄水所の被害状況の確認
- 4 水質及び水量の確認

以上を東京都水道局多摩水道改革推進本部と連携して、対応する。

第2節 下水道施設（環境安全部）

第1項 活動態勢

市本部の非常配備態勢に基づいて、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。なお、環境安全部で不足する人員は、都下水道局流域下水道本部等に支援を求める。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資器材の整備

下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、汚泥吸引車、高圧洗浄車、土のう袋等の資器材を備蓄している。

2 応急措置

- (1) ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によってポ

- ンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
 - (3) 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。

第3項 復旧対策

1 ポンプ場

ポンプ場は、下水道の主要な機能に与える影響は少ないものと予想される。停電が発生した場合には、保有する非常用発電機により排水機能を確保し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

管渠施設については、比較的浅い位置に埋設されているので、経年化等による老朽管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなどの被害が発生し、被害箇所から管渠内に流れ込んだ土砂によって、流下機能が低下することが予想される。

管渠施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生した場合は、用意している緊急用資器材を駆使して復旧に努める。

3 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、枺・取付管の復旧を行う。

第3節 電気施設（東京電力）

風水害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持することが必要である。

第1項 風水害発生時における連絡先

事業所所在地	東京電力(株)多摩支店武蔵野支社	武蔵野市西久保1-6-24
平日（8:40～17:20）	総務グループ	042-290-3212
土日、祭日、夜間	当直責任者（日毎に交替で在勤）	042-290-3340

第2項 応急復旧態勢

1 非常災害対策支部の設置

風水害が発生したときは、東京電力は、非常災害対策支部（支部とは武蔵野支社を指し、以下「支部」という。）を設置する。

2 非常態勢

災害が発生するおそれがある場合、また発生した場合に対処するための非常態勢は次の区分による。

非常災害の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合 	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○ 東海地震注意報が発せられた場合 	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合 	第3非常態勢

3 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに支部に出動する。
- (3) 交通途絶により支部に出動できない社員は、最寄の事業所に出動し、所属する支部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

第3項 応急対策

1 資材の調達・輸送

(1) 資材の調達

支部においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 第一線機関相互の流用

イ 支店対策本部に対する応急資材の請求

被災地及び当該店所との連絡が全く途絶し、かつ早期応急処置を必要とする時は、資機材を現地調達する。

(2) 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者及び他電力の会社、電源開発株式会社からの車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

2 危険予防措置

火災等の災害拡大を防止するため、警察並びに消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

第4項 復旧対策

各設備の復旧は、被災状況、被害状況、被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める復旧順位により実施する。

1 送電設備

- (1) 全回線送電不能の主要線路
- (2) 全回線送電不能のその他の線路
- (3) 一部回線送電不能の重要線路
- (4) 一部回線送電不能のその他の線路

2 変電設備

- (1) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (2) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
- (3) 重要施設に送電する配電用変電所

3 配電設備

- (1) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- (2) その他の回線

4 通信設備

- (1) 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線
- (2) 保守用回線
- (3) 業務用回線

第4節 ガス施設（東京ガス）

第1項 活動態勢

1 非常災害対策本部・支部の設置

暴風、大雨、洪水等の発生が予想され、または発生した場合、風水害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各戦略本部に統括班を設置し、全社的な警戒体制及び非常災害体制組織を編成する。

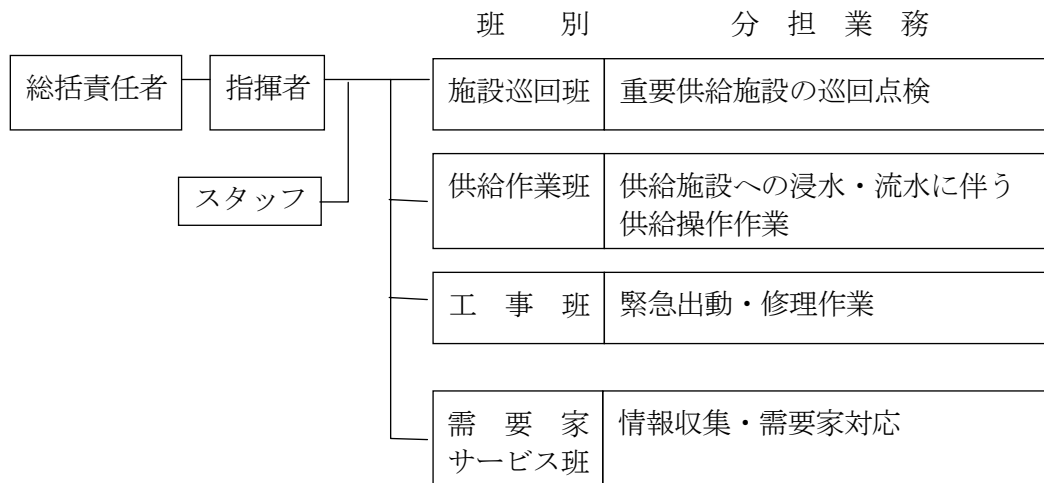
(1) 警戒体制の確立

支部の管理する地域に、暴風雨・大雨・高潮・洪水・大雪のいずれかの警戒が発令された場合、警戒体制を確立する。

(2) 非常災害体制の確立

本部の指示により、支部非常災害体制を確立する。

(3) 多摩導管ネットワークセンターの警戒組織



- (4) 多摩導管ネットワークセンターの非常災害組織
社内基準に定める特別出動体制により組織する。

第2項 活動内容

1 警戒体制時活動

- (1) テレビ・ラジオ等による一般状況の確認
- (2) 社内外の情報収集
- (3) 情報収集及び連絡体制の強化
- (4) 施設別または地域別の重点的な巡回点検の実施
- (5) 他工事現場の特別巡回点検の実施
- (6) 施設等の浸水・流水に伴う供給操作のための待機
- (7) 記録の収集・保管

2 被災時活動

- (1) ガス漏出による二次災害防止措置を行う。
- (2) 被災状況を把握し、被害の拡大の防止を図るとともに、適切な応急措置を行う。
- (3) 被害箇所の修復を行い、ガス開通のための安全確認を行った後、供給を再開する。
- (4) 需要家に対し、ガス施設の被害に対する不安を除くため、被災状況及び復旧予定等を、適切な手段により広報活動を行う。

第3項 ガス供給施設の風水害に対する安全化対策

ガス供給施設の設計は、ガス事業法・消防法・建築基準法・道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいて、風水害の影響を考慮して行っている。また、浸水により機能支障を来す施設は、浸水の恐れのない位置に設置を行っている。

第5節 通信施設（NTT東日本―東京西）

第1項 活動態勢

1 災害対策本部の設置

風水害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部またはこれに準ずる機関を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 社員の動員計画

風水害が発生し、または発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。

- (1) 社員の非常配置
- (2) 社員の非常招集方法
- (3) 初動時の要員の確保
- (4) 事業部門相互の応援要請方法

3 情報連絡

風水害の発生または発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づいて、気象庁から伝達される予警報等については、関係する区市町村等に速やかに通報する。

第2項 応急対策

1 風水害対策機器の配備

(1) 非常用移動電話局装置類

風水害によりNTTビルの交換機等所内設備が被災したときの代替交換機及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換機、大容量可搬形交換所装置、非常用電子交換機及び大容量可搬形電源装置を主要地域に配備している。

(2) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への移動無線車（TZ-403）及び衛星携帯電話の出動を図る。

(3) 移動電源車

長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を都内の主要地域に配備している。

(4) 応急復旧ケーブル

ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種の応急復旧用ケーブルを主要NTTビルに配備している。

2 風水害発生時に利用できる臨時電話、電報受付場所、災害用伝言ダイヤル

(1) 特設公衆電話の設置

風水害発生時には、硬貨を使用せずに通話が可能な特設公衆電話を、NTTビル、避難所などに設置する。

(2) 災害用伝言ダイヤル「171」の開設置

風水害が発生し、相当電話回線が混み合っている時に利用可能とする。開設時にはテレビ、ラジオ等の報道機関及び市の防災無線等で周知する。

3 電気通信設備の点検

風水害等が発生するおそれがある場合及び発生とともに、次の設備、資機材の点検等を行う。

(1) 電気通信設備の巡回・点検及び防護

(2) 風水害対策用機器及び車両の点検、整備

(3) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配

(4) 風水害発生時措置計画及び施設記録等の点検と確認

4 応急措置

風水害により、通信施設が被災したとき、または異常ふくそう発生により、通信の疎通が困難または途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

(1) 臨時回線の作成

(2) 中継順路の変更

(3) 規制等疎通確保

(4) 風水害応急復旧用無線電話機等の運用

(5) 特設公衆電話の設置

(6) その他必要な措置

第3項 復旧対策

風水害により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施する。

1 災害復旧工事の計画、実施

(1) 応急復旧工事

ア 設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(3) 本復旧工事

ア 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

イ 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

2 復旧の順位

風水害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順

位に従って実施する。

<復旧の順位>

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第6節 交通信号機施設（府中警察署）

第1項 信号機の現場措置

風水害の事前情報に基づいて、その程度により、速やかに応急的に現場措置を講じて被害防止に努める。

第2項 信号機部品の取り外し

取付不良の背面板を外して、人畜に対する危害予防に努める。

第3項 架線切断時の措置

台風による架線の切断及びたれ下りのおそれのある場合には、電線を切るなど危害防止に努める。

第15章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等（都市整備部・北多摩南部建設事務所）

第1項 道路・橋梁

風水害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは、う回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保したうえで、その後本格的な復旧作業に着手する。

1 風水害発生時の応急措置

<各機関の応急措置>

機 関 名	応 急 措 置
市	<p>ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、都市整備部の道路パトロール、都建設局・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。</p> <p>この場合、収集した情報を本部長及び都に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し、交通の確保に努める。</p> <p>イ 上下水道、電気、ガス電話等の道路専用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。</p> <p>緊急のため、その時間がない場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後、連絡するものとする。</p>
都	<p>所管する道路、橋梁に関する被害状況を把握し、第一に緊急啓開路線について必要な措置を講ずる。</p> <p>次に、二次災害の生ずるおそれのある箇所に応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物等の搬出等、必要な措置を行う。</p>
関東地方整備局	<p>被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においては、パトロールカー等による巡視を実施する。また、ヘリコプター及び道路モニター等からの道路情報の収集に努める。巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、応急復旧並びに必要なに応じて「う回道路」の選定等の処置を行い緊急輸送路の確保に努める。</p>

2 応急復旧対策

<各機関の応急復旧対策>

機 関 名	応 急 復 旧 対 策
市	<p>水害等により被害を受けた市道については、原則として、緊急啓開路線指定の道路を優先し、次のような実施手順に従って、応急復旧を行う。</p> <p>ア 応急復旧目標 応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>イ 応急復旧方法 (ア) 路面の亀裂、地割れについては、土砂、砕石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。 (イ) 路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により盛土する。 (ウ) 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。 (エ) がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 (オ) 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積する。 (カ) 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁または被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。</p> <p>なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</p> <p>(キ) 上記作業について、市独自で処理できない場合は、速やかに都総務局または自衛隊に応援要請の手続きをとる。</p>
都	<p>応急復旧作業は、主に委託して行い、緊急道路啓開を最優先に行う。その後、逐次道路の啓開及び障害物の搬出並びに道路の埋没・決壊等で、これを放置することにより二次災害を生ずるおそれがある箇所に応急復旧を行っていく。また、平素から資器材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p>
関東地方整備局	<p>パトロールによる巡視結果等から被害を受けた道路について、関東地方整備局風水害対策計画に基づいて、速やかに応急復旧工事を行い緊急輸送路としての機能確保に努める。</p>

第2節 鉄道施設（東日本旅客鉄道・京王電鉄・西武鉄道）

風水害等災害の発生時に被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。特に、多数の人員を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、各交通機関において、機敏かつ適切な応急措置を実施する。

第1項 運行基準

台風等異常気象時の被害を防止するため、各機関は、次の運行基準により対処する。

<各機関の運行基準>

機 関 名	内 容
東日本旅客鉄道(株)	<p>降雨、降雪、強風等により風水害の発生が予想される場合は、鉄道運転規則、運転取扱心得等に基づいて、運転規制を行う必要がある区間の運転規制基準及び運転規制方法をあらかじめ定めて、速度規制または運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。</p>
京 王 電 鉄 (株)	<p>強風・豪雨等により、被害の発生が予想される場合は、運転を中止または徐行とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転指令長は、風速が毎秒25m以上と認めた場合は一時列車の運転中止を指令する。 2 運転指令長は京王線多摩川橋梁の水位計（桁下2.0m）の警報を認めるときは、当該橋梁を通過する列車に対し直ちに停車を指令する。 3 乗務員は冠水が軌道面上40mm以上になったときは列車を停止する。
西 武 鉄 道 (株)	<p>運転司令長は、天候の状態に常に注意し、風雨が厳しくなったときは、次の指示をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風速が20m/s以上になったと認められるか、豪雨のおそれがあるときは、暴風雨警報を指令する。なお、風速が20m/s以上になったと認めるときは、時速55km/h以下で注意運転するよう指令をする。 2 風速が25m/s以上になったと認めるときは、時速25km/h以下で注意運転するよう指令をする。 3 風速が30m/s以上になったと認めるときは、列車運転の一時中止を命令する。

第2項 風水害発生時の応急措置

風水害発生時における各鉄道機関の応急措置は、次のとおりである。

1 活動態勢

<各機関の活動態勢>

機 関 名	内 容
東日本旅客鉄道(株)	1 八王子支社に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努める。 2 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告、応援の要請、外部機関との連絡対応に当たる。
京 王 電 鉄 (株)	台風等異常気象による風水害に対しては、被害を最小限に防止し、輸送の安全を確保することを第一とし、災害対策本部を設置し、速やかに被害の復旧に当たる。
西 武 鉄 道 (株)	風水害が発生した場合、その状況により本社に災害対策本部を、また、風水害発生時には現地復旧部を設置する。

2 浸水時等の対応

機 関 名	内 容
東日本旅客鉄道(株)	降雨、河川増水等により風水害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規則基準等並びに運転規制方法及び風水害時の復旧体制を定め、速やかに速度規制または運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。
京 王 電 鉄 (株)	被害の予想される地点には、必要に応じて排水ポンプ、水位警報装置等、安全装置を施すとともに、状況に即して巡回員を派遣し、現状を把握し、輸送の安全を確保するとともに、排水など早期復旧に努める。
西 武 鉄 道 (株)	的確な情報収集と状況把握に努め、運転形態の変更、運転速度の低下等の運転規制、その他風水害発生の防止に必要な措置を行うとともに災害発生時の対応措置を迅速に行う。

第3項 事故発生時の救護活動

風水害により、旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

各機関の救護活動は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
東日本旅客鉄道(株)	風水害の発生とともに旅客の避難状況を把握して、次の措置を行う。 1 放送により状況を案内する。 2 負傷者、災害時要援護者等を優先救護する。 3 営業を中止して駅構内の混乱拡大を防止する。 4 被害の状況により救護所を開設する。
京 王 電 鉄 (株)	風水害発生時には、災害対策本部を設置し、負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、旅客の安全を確保するために、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行う。
西 武 鉄 道 (株)	風水害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行う。 1 負傷者の救出については、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。 2 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 3 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。

第4項 復旧対策

鉄道は、都市機能の確保に重要な役割を果たすことから、早急な復旧が必要である。このため、各鉄道機関は、応急対策を実施後、直ちに被災施設の復旧を行い、輸送の確保を図る。

各鉄道機関の復旧対策は、次のとおりである。

<鉄道の復旧対策>

機 関 名	内 容
東日本旅客鉄道(株)	線路及び電気施設の被害に対しては、輸送の重要度の高い線路から重点的に復旧作業を行うものとし、八王子支社は、事故復旧作業計画に基づいて、これに必要な次の対策を実施する。 1 社員の応急業務分担 2 応急工事用の労務の調達 3 応急工事用の機器の運用及び調達 4 応急工事用の器材の準備及び調達
京 王 電 鉄 (株)	あらかじめ定められている事故連絡体制に従い、情報の授受を行うとともに、予想される被害に応じて従事員を動員して、速やかに対応する体制をとる。
西 武 鉄 道 (株)	運輸部、電気部、工務部及び車両部においては、それぞれの内規により風水害に即応可能な人員及び資材の手配を行う

第3節 社会公共施設等

(総務部・生活文化部・財務部・福祉保健部・環境安全部)

風水害発生時において、病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設における的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながるもので極めて重要である。

第1項 病院等（福祉保健部・医療機関）

- 1 停電時の措置として非常用電源の確保
- 2 給水不能時の措置として用水の確保
- 3 患者の避難措置として避難計画の確立
- 4 重要機材の保管措置及び持ちだしの体制

第2項 社会福祉施設等（福祉保健部）

高齢者、障害者（児）、児童等は、風水害発生時に独力でその身の安全を確保することが極めて困難であると予想されることから、これらの人達が利用する社会福祉施設等においては、安全の確保を図るため平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、風水害発生時には自主的な風水害活動を実施し、応急措置を行う。

- 1 各施設の責任者は、施設利用者の安全を図るため、綿密な救助計画を樹立し万全を期する。
- 2 責任者は、自衛防災組織を編成し、風水害発生時には役割分担に基づいて行動する。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報するとともに、状況に応じた臨機な措置を講ずる。
- 4 自主的な風水害活動に支障が生じた場合は、関係機関に応援を要請する。
- 5 責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

第3項 市営住宅（生活文化部）

市営住宅に居住する者は、できるだけ自衛措置を講ずるとともに緊急時には生活文化部または関係機関へ通報する。

第4項 学校施設（教育委員会所管施設）

- 1 応急対策
 - (1) 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒等の安全確保に万全を期する。
 - (2) 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
 - (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
 - (4) 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
 - (5) 学校の応急修理は、迅速に実施する。
- 2 復旧計画

公立学校の施設が風雨等で被害を受けた場合には、市教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と調整し、授業再開計画などを作成する。また、児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたてて、速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害が発生した場合、都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

第5項 文化財施設（教育委員会）

文化財は貴重な国民的財産であることにかんがみ、設備備品等の転倒・落下防止措置、薬品等危険物資による危害の予防に努めるとともに、風水害が発生した場合は、次の風水害応急措置を講ずる。

- 1 文化財に風水害が発生した場合は、その所有者または管理者は直ちに消防署または消防団等へ通報し、風水害拡大防止に努めなければならない。
- 2 文化財に風水害が発生した場合は、その所有者または管理者は速やかに被害状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告するとともに、都指定の文化財にあつては都教育委員会に、国指定の文化財にあつては文化庁に報告する。
- 3 関係防災機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第6項 社会教育施設・文化施設及び保養所等（生活文化部・教育委員会）

社会教育・文化施設及び保養所等の利用者は不特定多数であるため、様々な状況を想定した風水害発生時の行動計画の確立を図る。

- 1 施設管理責任者は自衛防災組織を編成し、風水害発生時には、施設等職員は役割分担に基づいて行動する。
- 2 避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に園児・児童・生徒・高齢者・障害者（児）等の災害時要援護者の安全を確保する。
- 3 避難所となった場合、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
- 4 被災後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館・開場する。

第7項 コンピューターシステムへの被害の防止（総務部）

風水害が発生した場合に、コンピューターシステムへの被害が最小限に止められるよう措置を講ずる。また、被害にあった場合でも機能回復を一刻もはやくできるような応急復旧計画を樹立する。

1 予防

- (1) ホストコンピュータ及び周辺機器等のハードウェアの風水害対策を図る。
- (2) 自家発電機、無停電装置、配線等の電源設備や空調設備等が風水害発生時でも稼働できるよう必要な措置を講ずる。
- (3) ソフトウェア、各種データは最新の状態で保管、復旧できるよう措置を講ずる。
- (4) 風水害発生時におけるデータ復旧処理、操作方法、手順の文書整備を行う。

2 応急対策

- (1) ホストコンピュータが稼働できない状態であっても、住民記録等の基幹情報は、即日、ネットワークを介して利用できるよう措置する。
- (2) インターネット等により、被災者の安否情報の提供、その他の情報等が受発信できるよう措置を講ずる。

3 災害復旧

- (1) 基幹システムは他のホストコンピュータに業務プログラム、基本データ等を持ち込み、処理できるよう検討する。
- (2) ハードウェア、ソフトウェア復旧にあたり、復旧器材の優先入手及びシステムエンジニアの人材の確保について、コンピュータメーカーと風水害発生時における復旧協定を確立する。

第8項 その他

住家、事業所等の建造物の風水害応急対策は、関係機関が所定の計画により対処するほか、建造物管理者、市民等もそれぞれ次に掲げるような自衛措置を講ずるものとする。

1 風害に対して

- (1) 風によって屋根が飛ばされない措置を講ずること。
- (2) 瓦・トタン等屋根葺材料が飛ばされないよう補強すること。
- (3) 外壁の主要な部分に丸太等で控柱をとること。
- (4) 外壁の主要な部分に貫材等で仮筋かいをすること。
- (5) 風が直接屋内に吹きこまないよう開口部を補強すること。
- (6) 建具がとばされないように建具を敷居に緊結すること。
- (7) このほか必要と思われる措置を講ずること。

2 水害に対して

- (1) 地下室に水が入らないよう措置を講ずること。
- (2) がけくずれに十分注意すること。
- (3) がけくずれの恐れがあるときなどは、市役所、消防署、警察署等へ通報すること。
- (4) 浸水しやすい地域では、早目に準備しておくこと。
- (5) このほか必要と思われる措置を講ずること。

3 火災に対して

- (1) 火災を出さないため、火気使用設備器具使用に際して、火災発生のおそれのある設備器

具は常に安全な状態で使用すること。

- (2) 初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- (3) 防火設備、避難設備、消火設備、避雷設備等は、常に点検し機能保持に努めること。
- (4) 避難する場合は、風上の安全な場所に避難すること。

4 風水害全般に対して

- (1) 火災に対応するため、初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- (2) 鋸、槌子、棒、釘抜き、斧等を準備すること。
- (3) 非常持出し物は、一か所にまとめておくこと。
- (4) 可燃性のガス等を使用する施設のある場合は、元栓の位置、閉め方を家族全員に知らせておくこと。
- (5) 携帯ラジオ・家庭医薬品を備えておくこと。
- (6) 風水害によって電線が切断されることがあるから、十分注意すること。
- (7) 隣保共助の方法を講じておくこと。
- (8) 避難する場合は関係機関の指示、誘導に従うこと。
- (9) 公共機関からの情報を信じ、デマにまどわされないようにすること。

第9項 その他の応急対策計画（総務部・財務部）

- 1 被災証明書は本庁（財務部）において発行する。
- 2 本庁（財務部）は管内の被災状況を集計して、台帳を備え迅速な証明書の発行を期さなければならぬ。
- 3 被災証明書の手数料は、無料とする。
- 4 証明書様式は、資料編〇ページ、資料〇の様式のとおりとする。

第10項 借地借家法の特別の適用に関する計画（総務部・財務部）

- 1 風水害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係につき種々の問題がおこるおそれのある場合は、市長は「罹災都市借地、借家臨時処理法」(昭和21年法律第13号)の適用を図るものとする。
- 2 申請手続
「罹災都市借地、借家臨時処理法」の適用を申請しようとする場合、あらかじめ電話または口頭により都知事（都市整備局）を經由し、主管課である国土交通省住宅局住宅総務課に連絡した後、速やかに資料編〇ページ、資料〇の別記様式に基づいて申請書を作成し、国土交通大臣あて申請する。

第16章 応急生活対策

風水害発生時には、住家が流出、または破損することが予想される。このため、自己の資力で再建または応急修理ができない被災者を対象に、応急仮設住宅の設営及び居住に供するための最小限の応急修理を実施し、被災者の住居を確保し、生活の安定を図る。

第1節 被災住宅の応急修理（生活文化部・都市整備部）

第1項 実施主体

災害救助法適用後の被災住宅の応急修理は都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用外で、本部長が特に必要と認めた場合は、市において行う。

第2項 修理の対象

修理の対象は、風水害により住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、かつ、自己の資力では応急修理ができない者とする。

第3項 修理の方法

1 修理戸数

災害救助法適用後の修理戸数は、都知事が、厚生労働大臣と協議し同意を得た上で決定する。

災害救助法が適用されない場合等については、本部長が災害の状況に応じて、その都度定める。

2 修理の内容及び経費

修理は、居室、屋根、台所、便所等の日常生活に欠くことができない部分について、最小限度の応急的なものを行う。

また、1世帯当たりの修理の費用は、国の定める基準による。この費用の中には、原材料費、労務費、輸送費、工事事務費等の一切を含む。

3 修理の期間

原則として、風水害発生の日から1か月以内とする。

4 修理工事

災害救助法適用後の修理工事は、都都市整備局の監督の下に(株)東京建設業協会があっ旋する業者が行う。

災害救助法が適用されない場合等については、生活文化部長の依頼に基づいて、都市整備部長が府中市建設業協会の協力を得て実施する。

5 帳票の整備

住宅の応急修理を実施した場合、都都市整備局と市は協力し合い、別途定める帳票を整備保存する。

第4項 修理住宅の選定

- 1 都が修理住宅の選定を行う場合は、市（生活文化部住宅勤労課及び都市整備部建築課）はこれに協力する。
- 2 市が修理住宅の選定を行う場合は、生活文化部住宅勤労課が都市整備部建築課の協力を得て調査班を編成し、被害の程度・深刻さ、被災者の資力、住宅事情、その他生活条件を十分に調査し実施する。

第5項 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅または付帯施設が風水害により著しく損傷を受けた場合については、生活文化部住宅勤労課が都市整備部建築課の協力を得て、市民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

なお、都営住宅、その他の公営住宅については、それぞれ所管する都都市整備局、東京都住宅供給公社、都市再生機構等が被害状況を緊急調査し、修理の必要な箇所については、迅速に応急修理に当たることとなっている。

- 1 市営住宅または付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- 2 市営住宅または付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため市民に周知を図る。
- 3 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第2節 応急仮設住宅の供給（生活文化部・都市整備部・水と緑事業本部）

第1項 設営地の選定

1 設置主体

災害救助法適用後の応急仮設住宅の設置は、都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法の適用外においても、本部長が特に必要と認めた場合、市において行う。

2 建設地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、都市公園、仲よし広場及び都立武蔵野の森公園・朝日サッカー場等の一部で、次の条件を考慮し、生活文化部長が関係各部長の協力を得て決定する。

ただし、被害状況によりやむを得ない場合には、市内小・中学校体育館等に間仕切りを設けて、応急住宅の一部として利用する。

(1) 建設地の条件

- ア 浸水、がけくずれ等の危険がないこと

- イ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと
- ウ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること
- エ 交通の便がよいこと
- オ 公有地であること
- カ 敷地が広いこと

なお、都市公園等で応急仮設住宅の必要面積を確保できない場合は、都立武蔵野の森公園、調布基地跡地暫定少年野球場・サッカー場等を充てる。

建設予定地の詳細については、資料編〇〇ページ、資料〇〇を参照。

第2項 応急仮設住宅の建設及び管理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 建設戸数

ア 災害救助法適用後は、本部長が必要があると認めた場合、直ちに都知事（都総合防災部）に要請する。なお、都の基準建設戸数は、厚生労働大臣と協議し同意を得た上で知事が決定する。

イ 災害救助法適用前等に市が実施する場合は、本部長が風水害の状況に応じてその都度定める。

(2) 住宅の構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯向け住宅などを設置する。

(3) 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7㎡（8坪）を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

(4) 着工

風水害発生の日から20日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から2年以内とする。

(5) 建設工事

災害救助法適用後の応急仮設住宅の工事は、都都市整備局の監督のもとに、(社)東京建設業協会及び(社)プレハブ建築協会があっ旋する業者が行う。

災害救助法適用前等に市が実施する場合は、生活文化部長の依頼に基づいて、都市整備部長が府中市建設業協会及びプレハブ会社の協力を得て実施する。

2 入居者の選定

(1) 災害救助法適用後、都が入居者の選定を行う場合は、市はこれに協力する。

ア 入居者の募集計画は被災状況に応じて東京都が策定し、市に住宅を割当ててものとする。割当てに際しては、原則として府中市の行政区域内の住宅を割当てが、所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通しあうものとする。

住宅の割当てを受けた市は、市内の被災者に対し募集を行う。

イ 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して市が行う。

(2) 市が入居者の選定を行う場合は、次のとおり行う。

ア 資格基準

入居の対象となる者は、風水害により住家が全焼、全壊または流出し、現に居住する住家がない者であり、かつ、自己の資力によっては住宅を確保できない者とする。

イ 入居者の選考

入居者の選考は、選考基準を定め、被災の程度、住宅困窮の状況、資力、その他を審査のうえ、生活文化部長が財務部長、福祉保健部長、都市整備部長と協議して定める。

3 応急仮設住宅の管理

(1) 災害救助法適用後、都が管理するものについては、市はこれに協力する。

(2) 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め生活文化部住宅勤労課が行う。

(3) 応急仮設住宅を建設した場合、都都市整備局及び市は協力し、別途定める書類・帳票を整備保存しておくものとする。

第4節 教育・福祉・労務計画（総務部・福祉保健部・教育委員会）

第1項 応急教育

風水害発生時における児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、風水害の予防、応急対策等について万全を期することを目標とする。

1 応急教育計画の策定

(1) 事前の準備

ア 学校長または園長（以下、本節において「学校長等」という。）は、学校等の立地条件などを考慮し、あらかじめ風水害発生時の「応急教育計画」を樹立するとともに、指導の方法などについての的確な計画をたてておく。

イ 学校職員は、常に気象状況に注意し風水害発生のおそれがある場合は、学校長等と協力し応急教育態勢に備えて次の事項を守らなければならない。

(ア) 学校行事、会議、出張等を中止すること。

(イ) 児童生徒等の避難訓練、風水害発生時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法を検討すること。

(ウ) 市教育委員会、警察署、消防署、消防団及び保護者への連絡網の確認を行うこと。

(エ) 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと。

(オ) 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を整備充実し、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

(カ) 市が行う防災訓練に教職員、児童生徒等が参加、協力する。

(2) 風水害発生時の対応

ア 学校長等は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

イ 学校長等は、風水害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告し、災害対策に協力する。

ウ 学校長等は、状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 学校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。

オ 学校長等は、準備した「応急教育計画」に基づいて、被災状況に即した応急指導を行う。

カ 「応急教育計画」については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 復旧時の態勢

ア 学校長等は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。

イ 市教育委員会は、被災校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

ウ 市教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

エ 「応急教育計画」に基づいて、学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保を期するよう留意し、指導に当たっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。

オ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先の訪問などにより、前記(4)に準じた指導を行うように努める。

カ 避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

キ 学校長等は、風水害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業（保育）にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

2 学用品の調達及び支給計画

(1) 給与の対象

風水害により住家に被害を受け、学用品を喪失または毀損し、就学上支障がある児童生徒等に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）文房具及び通学用品を支給する。

災害救助法の適用を受けるに至らない被害の場合においては市が実施するものとし、災害救助法適用後は都が実施し、市はこれに協力する。。

(2) 給与の時期

風水害発生の日から教科書については、1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。ただし交通通信等の途絶により、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合は知事が特に厚生労働大臣の承認を受け必要な期間を延長することができる。

(3) 給与の方法

教科書及び学用品は、都知事が一括購入し、被災児童生徒等に対する配分は市長が実施する。

(4) 費用の限度

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ア 教科書 | 児童生徒等に対し支給した教科書または教材の実費 |
| イ 文房具及び通学用品 | 災害救助法施行細則で定める額 |

第2項 応急福祉

被災者のうち、高齢者・障害者・児童等で恒常的に福祉サービスや援護を必要とする災害要援護者に対して、サービスの継続・援助を迅速に行い、保護を図る。

1 要援護者に対する援助

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 市は、必要に応じ、民間団体に対応可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては援護措置の実施が困難な場合、市長は都知事に応援協力を要請する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設する。必要に応じ都に協力要請する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次実効のある当面の措置を講ずる。
- (6) 市は災害時要援護者に対し、優先的に飲料水等、日常生活に必要な品目の補給支援に努める。また、ボランティア等確保の情報提供を行いマンパワー確保に助力する。
- (7) 実施項目

- ア 被災した社会福祉施設収容者の他の施設等への一時的収容保護のあっ旋
- イ 被災者に対する生活相談
- ウ 被災世帯の児童に対する臨時保育の実施
- エ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け
- オ 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用
- カ 被災母子世帯に対する母子福祉資金の貸付け
- キ 被災身体障害者に対する援護
- ク 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

2 要援護者の把握

市はあらかじめ、高齢者・障害者・児童等で援護が必要な災害時要援護者については、安

否確認等福祉活動に必要な事項をまとめたリスト等を作成し、風水害発生時に通常の福祉活動が実施できるような体制を確立する。

第3項 作業員等の確保

風水害発生時においては、応急対策等の作業を行うにあたって、市の職員のみでは十分な対応ができないことが想定されるので、労力の不足を補うため、供給可能な作業員等の確保に努める。

1 雇用対策

(1) 雇用対象者

風水害発生時において必要とする作業員等は、雑役及び土木類似の労働に耐え得る者で、雇上対象者は、公共職業安定所（労働出張所）の日雇求職者とする。

(2) 賃金

公共事業設計労務単価表の定めるものとする。

2 労働供給手続き

(1) 労働供給の要請

市は、作業員等の雇用を必要とするときは、所要人員を東京労働局に要請する。

(2) 作業員等の引渡し

ア 市は、都から作業員等を確保した旨連絡を受けた場合、速やかに輸送用車両の配置措置を講じ、作業員等の待機する場所において東京労働局または公共職業安定所職員立会のうえ、作業員等の引渡しを受ける。

イ 市は、作業終了後においても、先の待機場所または適宜の交通機関までの作業員等の輸送を行う。

(3) 賃金の支払い

賃金は、総務部職員課（本部職員係）においてあらかじめ予算措置し、就労現場において作業終了後直ちに支払う。

第17章 災害救助法の適用（環境安全部）

第1節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによる。具体的適用基準は、次のとおりである。

- 1 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- 2 都の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- 3 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または風水害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 4 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

第2節 被災世帯の算定基準

第1項 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊、または著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第2項 住家の滅失等の認定

- 1 住家が滅失したもの
 - (1) 住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
 - (2) 住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、(1)には達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの
- 2 住家が半壊または半焼する等著しく損傷したもの
住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの
- 3 住家が床上浸水、土砂のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
 - ア 1の(1)、(2)に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの
 - イ 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの

第3項 世帯及び住家の単位

1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第3節 災害救助法の適用手続と救助事務

第1項 救助適用申請

- 1 風水害に際し、市における風水害が前記第1節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請する。
- 2 風水害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を持つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指揮を受ける。

第2項 要請手続

市長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局総合防災部防災対策課に対し、次に掲げる事項について、あらかじめ口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- 1 風水害発生の日時及び場所
- 2 風水害の原因及び被害状況
- 3 適用を要請する理由
- 4 必要な救助の種類
- 5 適用を必要とする期間
- 6 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 7 その他の必要な事項

第3項 救助事務の実施

- 1 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 2 風水害の事態が緊迫して、都知事の指揮を受けるいとまがないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後処理に関し都知事の指揮を受ける。

第4項 報告

- 1 災害救助法の規定に基づく救助措置等の都知事に対する報告は、第2項の要請手続に応じ
て行う。
- 2 各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を整理し、
救助事務の実施の都度または完了後速やかに市長に提出する。
- 3 風水害の事態が急迫して都知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災
害救助法の規定による救助に関して都知事を補助するため救助に着手し、その状況を直ちに
都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指揮を受けなければならない。

第5項 救助の種類

- 1 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、
次のような種類の救助がある。
 - (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 風水害にかかった者の救出
 - (6) 風水害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 遺体の捜索及び処理
 - (11) 風水害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を
及ぼしているものの除去
 - (12) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は、資料編〇ページ、資料〇のとおりであ
る。

第4節 災害救助基金の積立

第1項 計画目標

災害救助法等に基づく、応急仮設住宅の供与、避難所の設置及び食料・生活必需品の給与な
どの応急救助その他風水害対策に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、
市はその財源に充てるため災害救助基金を積立てている。

第2項 現況・事業計画

平成19年3月31日現在の積立額は8億12193千円である。

今後とも、積立目的・積立額、あるいは運用目的・運用額等を検討する。

*府中市基金条例：市民が災害の発生により受けた被害に対して、市が災害救助に要する経費の財源に充てることを目的とする。